

一般社団法人 尚志会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人尚志会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を広島市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は学術の研鑽、教育に関する諸般の研究改善に関する事業を行い、教育の進展に寄与することを目的とするとともに、会員の互助親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、本会の事業は次のとおりとする。

- (1) 学術及び教育に関する研究調査
- (2) 雑誌図書の発行
- (3) 講習会・講演会の開催
- (4) 名簿・会報の発行
- (5) 会館の運営
- (6) 教職についての情報提供
- (7) 会員の互助慶弔
- (8) その他この法人の目的を果たすために必要と認めた事項

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第3章の1 会員

(法人の構成員)

第 5 条 本会は、次の者をもって構成員とする。

- (1) 会員
- (2) 客員
- (3) 推戴員

(会員となる資格)

第 6 条 次の学校の卒業生並びにその附属養成所及び研究科の修了者をもって会員となる資格とする。

- (1) 広島高等師範学校
- (2) 広島文理科大学
- (3) 広島女子高等師範学校
- (4) 広島大学

2 前項第4号広島大学については、文学部・教育学部・理学部の3学部はその卒業生及び研究科修了生を有資格者とし、他学部はその卒業生及び研究科修了生のうち入会希望者を有資格者とする。

(客員)

第 7 条 本会は、広島大学長として在職した者及び広島大学文学部・教育学部・理学部の専任教員として10年以上在職した者又は特に理事会の承認を経て理事の推した者を客員とする。

(客員の任務)

第 8 条 客員は、理事会の求めに応じ、本会の諸事業について助言する。

(推戴員)

第 9 条 本会に次の推戴員を置くこととし、それぞれ理事長が委嘱する。

- (1) 名誉理事長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 商議員 若干名

2 名誉理事長には、現に広島大学長の職に在る者を推戴する。

3 顧問には、特に本会に功労のあった会員又は客員を総会の承認を経て推戴する。

4 商議員は、広島大学教員の中から理事会の承認を経てこれを推戴する。

(推戴員の任務)

第10条 名誉理事長・顧問は、本会の重大事項に関し、理事長の諮問に応じ、本会の運営について助言する。

2 商議員は、本会と広島大学との連絡調整にあたり、本会諸事業の推進を図る。

(資格の取得)

第11条 入会する者は、勤務先・現住所・氏名を明記して理事長に申し込み、理事長の承認を得るものとする。

(異動の報告)

第12条 会員が前条の各事項に異動を生じたときは、その旨を本会に届け出るものとする。

(経費の負担)

第13条 会員は、この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として毎年所定の額を所属支部を経由して本会に納付するものとする。

(入会金)

第14条 会員は、入会金として、入会時に所定の額を納付するものとする。

(会費及び入会金の取り扱い)

第15条 一旦納付した会費及び入会金は、いかなる場合にもこれを返付しない。

(退会)

第16条 会員は、理事長に退会届を提出し、いつでも任意に退会できる。

(除名)

第17条 会員が本会の名誉を毀損した場合には、総会の決議によりこれを除名できる。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。

(1) 5年以上にわたり会費の納付を怠ったとき。

(2) 会員が死亡したとき。

(3) 総社員が同意したとき。

第3章の2 代議員

(選出及び任期)

第19条 本会に支部ごとに選出する代議員を置く。

2 代議員は、支部ごとに概ね会員200名の中から1人の割合をもって選出し、その総数を60名以上90名以内とする。

3 代議員は、会員の意志を代表する本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

4 代議員を選出するため、支部ごとに会員による代議員選挙を行う。このために必要な代議員選挙規程は理事会において定める。

5 代議員は、会員の中から選ばれることを要し、会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。

6 第4項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。

7 第4項の代議員選挙は、2年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

8 代議員の再任は、これを妨げない。

9 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（資格の喪失）

- 第20条 代議員がその選出された支部の区域から転出した場合、又は会員資格を喪失した場合は、代議員としての資格を失う。
- 2 代議員に欠員を生じたときは、代議員選挙規程の定める方法により、これを補う。その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 役員

（役員の設定）

- 第21条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 4名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（任期）

- 第22条 理事及び監事の任期は、いずれも選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（理事の選任）

- 第23条 理事は、会員の中から総会の決議により選任する。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 理事に欠員を生じたときは、総会がその補充の選任を行う。その任期は前任者の残任期間とする。

（責任）

- 第24条 理事と監事は、その任務を怠ったときには、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、その責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができないものとする。

（兼任）

- 第25条 理事と監事は、兼任することができない。

（理事の職務及び権限）

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表してその業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第27条 監事は、総会の決議により選任し、会計及び財産の監査を行う。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事に欠員を生じたときは、総会がその補充の選任を行う。その任期は前任者の残任期間とする。

- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときには、意見を述べるができる。

(役員解任)

第28条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める事務職員給与規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 社員総会

(構成)

第30条 総会は、法人法上の社員である代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第31条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会務・予算の報告
- (2) 決算の承認、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 入会金及び会費の決定
- (6) 所有財産の管理及び処分決定
- (7) 理事会において必要と認めた事項の決議
- (8) 定款の変更
- (9) 本会の解散

- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第32条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 総会に議長・副議長を1名ずつ置く。

- 2 議長・副議長は、そのつど出席代議員が、この中からこれを選出する。

(議決権)

第35条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

- 2 理事及び監事は、総会に出席するものとする。ただし、議事の表決には加わらない。

(開会)

第36条 総会は、代議員数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第37条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 本会の解散
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議案)

第38条 総会の議案は、理事会の決議を経て、理事長がこれを提出する。

2 理事長は、総会開会の2週間前には各代議員に議案を送付する。

(公示)

第39条 総会の期日は、開会2週間前までに会報によって公示する。

(開催地)

第40条 総会は、広島市でこれを開くものとする。

(議事録)

第41条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第42条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第43条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) この会の諸規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第44条 理事会は、毎事業年度年3回以上必要に応じて理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）全員の書面による同意があり、かつ監事全員の異議がない事項については、理事会の決議があったとみなすことができる。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(経費)

第48条 本会の経費は、会費・寄附金及び雑収入で支弁する。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得て決定するものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、会員の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

第8章 支部

(支部の設置)

第52条 各都道府県に支部を置く。

(支部役員)

第53条 各支部に次の支部役員を置くことができる。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 支部委員 若干名

2 任期を2年とし、再任を妨げない。

(支部役員の設定)

第54条 支部長は、代議員をもって理事長が委嘱する。

- 2 代議員を2名以上選出した支部では、うち1名を支部長として理事会が決定する。
- 3 副支部長及び支部役員は、支部長が決定する。

(支部長の任務)

第55条 支部長は、支部の代表者として理事会からの次の委託事項について、責任をもって処理する。

- 2 支部長の処理する委託事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会費徴収と本部への一括納入
 - (2) 会誌・会報の会員への送付
 - (3) 会員の異動の報告
 - (4) 会員の慶弔に関する報告
 - (5) 理事会の必要として求めた事項

(支部役員の設定)

第56条 支部長は、支部役員・支部会員の異動を理事長に報告するものとする。

第9章 解散

(本会の解散)

第57条 本会は、剰余金を分配できない。

2 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第58条 本会の解散、清算の場合において、有する残余財産は、総会の決議を経て国立大学法人広島大学に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置)

- 第59条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 所要の職員は、理事長が任免する。

第11章 補則

(定款の変更)

- 第60条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(運営事項の決定)

- 第61条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第62条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法とする。

(保管)

- 第63条 事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書、議事録、定款、役員名簿、代議員名簿を本部事務所に備え置くものとする。

(附則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条

第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の役員は次のとおりとする。

理事長（代表理事） 富永一登

常務理事 中村武雄

理事 池野範男 理事 町 博光

理事 藤原照文 理事 中山富廣

理事 山本 卓 理事 植田敦三

監事 瀬尾圭三 監事 石井聖昭

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第19条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。